

## 令和7年度銚田市子育て世帯応援給付金支給事業実施要綱

令和7年7月25日

告示第170号

### (目的)

第1条 この告示は、エネルギー・食品価格等の物価高騰により負担が増加している0歳から18歳以下の子どもを監護している子育て世帯に対し、経済的な負担の軽減を図るため臨時的な支援として予算の範囲内で、銚田市子育て世帯応援給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定める。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、銚田市（以下「市」という。）とする。

### (対象児童)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和5年11月29日府地創第327号）及びこの告示に定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する児童（以下「対象児童」という。）に対し、給付金を支給する。

(1) 平成19年4月2日から令和7年8月1日までの間に出生し、令和7年8月1日（以下「基準日」という。）の時点で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による本市の住民基本台帳に記録されている児童。

(2) 前号の規定に該当する期間に出生しているが、市へ出生届を提出するまでに基準日を迎える児童については、住民基本台帳に記録された後、対象児童とする。

### (支給対象者)

第4条 給付金の支給対象者は、対象児童を監護する者とする。

### (給付金の支給額)

第5条 給付金の支給額は、対象児童1人につき、4千円とする。

### (申請不要の支給方式)

第6条 市長は、基準日時点で本市の住民基本台帳を精査し、対象児童に係る児童手当を本市から受給している支給対象者に対し、給付金の支給を決定する。

2 給付金の支給を希望しない場合は、令和7年度銚田市子育て世帯応援給付金受給拒否の届出書（様式第1号）により届け出ることができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに掲げる方式により、速やかに支給対象者に対し、給付金を支給する。この場合において、第3号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、その他、第1号又は第2号に掲げる支給が困難な場合に限り行う。

(1) 児童手当支給口座振込方式 市が把握する支給対象者が受給する児童手当の指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 支給対象者が市に令和7年度銚田市子育て世帯応援給付金支給口座登録等の届出書（様式第2号）（以下「届出書」という。）を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振込む方式

(3) 窓口現金受領方式 支給対象者が市に届出書を提出し、市が窓口で現金を交付することにより支給する方式

4 同条第2項及び第3項の届出並びに第7条による申請は、いばらき電子申請・届出サービスにより行うことができる。

5 市長は、第2項及び第3項の規定による届出並びに第3項第3号の規定による窓口で現金の交付を受ける際、公的身分証明書の写しを提出させ、又は提示させること等により、第4条に基づく支給対象者であることの確認を行う。

(申請による支給方式)

第7条 申請に基づく給付金の支給は、申請者が市長に対し、令和7年度銚田市子育て世帯応援給付金支給申請書(様式第3号)により申請を行う。

2 申請書に基づく給付金の支給は、次の各号のいずれかの方式により行う。この場合において第2号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、その他、第1号に掲げる支給が困難な場合に限り行う。

(1) 指定口座振込方式 市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口現金受領方式 市が窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、同条第1項の規定による申請及び同項第2号の規定による窓口で現金の交付を受ける際、公的身分証明書の写しを提出させ、又は提示させること等により、当該申請者が第4条に基づく支給対象者であることの確認を行う。

(代理による申請)

第8条 対象児童を監護する者に代わり、代理人として前条の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が適当と認める者とする。

(受付開始及び提出期限等)

第9条 申請書による申請の受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 申請書による申請の期限は、令和7年9月30日とする。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めた者については、その期限を変更することができる。

(申請者に対する支給の決定)

第10条 市長は、第7条に規定する申請書を受けたときは、速やかに内容を確認の上、適当と認めるときは支給を決定し、当該申請者に対し給付金を支給するものとする。

(給付金の支給等に関する周知)

第11条 市長は、給付金の支給に当たり、監護する者への通知のほか、事業概要や申請方法等について、広報その他の方法により住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請を要する対象児童を監護する者から第9条に規定する申請期限までに申請が行われなかった場合、当該給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第10条に規定する支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、令和7年10月31日までに、申請書の補正が行われなかったことその他申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第 13 条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 14 条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 15 条 この告示の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和 7 年 7 月 25 日から施行する。